

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

2024年3月14日

2. 認定事業適応事業者の名称

ENEOS株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

開始時期：2024年3月

終了時期：2034年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

ENEOSグループは、「エネルギー・素材の安定供給」と「カーボンニュートラル社会の実現の両立を長期ビジョンに掲げ、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、2040年のカーボンニュートラル達成（Scope1+2）および社会のCO₂排出削減への貢献（Scope3）を目指している。目標達成に向け、温室効果ガス排出抑制、CCS（CO₂の回収・貯留）、CO₂除去（森林吸収等）に取り組み、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスをScope1+2で46%削減に取り組むこととしている。

2013年度に対するGHG排出量の削減率については、現在算定中につき追って公表を行う。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

ENEOS株式会社（単体）の基準年度（2022年度）から2023年度までの修正ROAの伸び率は+4.7%となった。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

ENEOS株式会社（単体）の2023年度の経常収支比率が102.5%となった。

（4）実施した事業適応計画の内容

成果連動型利子補給制度の適用を受け、2024年3月に指定金融機関から借入総額500億円の融資を受けた。事業適応計画の認定申請書に記載の投資案件（製造・事業の効率化（省エネなど）等）を含め、2023年度は設備投資3,997億円を実行した。